

## 医療機関における外国人患者受入れ環境施設整備事業公募要領

### 1. 総則

我が国の在留外国人は約 223 万人（平成 27 年）、訪日外国人旅行者は 1,974 万人（平成 27 年）と近年著しく増加しており、2020 年に東京オリンピック・パラリンピックも控え、今後さらなる増加が予想される。訪日外国人旅行者数については、先般の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」にて 2020 年：4000 万人、2030 年：6000 万人を目指している。これらの背景を踏まえ、また「日本再興戦略」や「健康・医療戦略」などを受け、外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を充実させていくことが求められている。

厚生労働省では外国人患者受入れに関する環境整備を進めており、「外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）」の普及促進や医療通訳等の配置支援、院内資料の多言語化等の事業を行っている。また、「観光立国実現に向けたアクションプログラム 2015」に基づき、観光庁、都道府県と連携して「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」を全国約 320 カ所選定する事業等を進めてきた。今後、2020 年までに、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を 100 カ所整備することとしている。

これらのことの背景に、厚生労働省では医療機関が外国人患者を受け入れるに当たって、各施設の施設整備を実施することを目的として、本事業を実施する医療機関を選定するため、以下の要領で実施医療機関の公募を行う。

※ 参考：交付スキーム

厚生労働省

（申請）↑ ↓（補助） 補助率：1／2

事業者（補助事業者）

## 2. 事業内容

外国人患者を受入れる医療機関における各部門の施設整備を実施することにより、医療機関の外国人患者対応力や外国人患者の医療の質の確保及び向上を図ることを目指し、(1)、(2) 及び (3) に係る事業（以下、「医療機関における外国人患者受入れ環境施設整備事業」という。）を行う。

また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、厚生労働省が必要に応じて助言等を行うものとする。

### （1）医療機関における外国人患者受入れに係る施設の整備

外国人患者に安心・安全な医療サービスを提供するために必要な、外国人患者を受入れる医療機関における各施設の新築、増築、改築及び改修（※）を実施する事業。

なお、本事業実施者（以下「実施医療機関」という。）が事業へ着手する（工事に係る契約を実施する）日は、事業者として選定された日（内示日）以降とする。

※（例）院内案内図の多言語化（施設整備と一体となる大規模なもの）、外国人向け個室、家族待機室、ハラル食対応のキッチン、外国人患者の多様なニーズに応じた新築、増築、改築及び改修

### （2）外国人患者受入れ環境施設整備事業実施計画書の作成及び実行

実施団体に対して公募時に配付する「医療機関における外国人患者受入れ環境施設整備事業実施計画書」の作成、計画に基づく事業の実施を行う。実施医療機関は、計画書の内容を事業実施期間内に完了すること、及び事業終了時に事業実施報告書の提出をすること。

### （3）外国人患者受入れ環境施設整備の効果及び施設整備に関する厚生労働省が行う調査への協力

必要に応じて、本事業の効果及び好事例等について厚生労働省が行う調査への協力を依頼する場合がある。

### 3. 補助額等

#### (1) 補助額

下記 (i) ~ (iii) を比較して最も少ない額に補助率 2 分の 1 を乗じて得た額。

(i) 基準額 100,000 千円

(ii) 補助対象経費の実支出定額

(iii) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(2) 補助上限額 50,000 千円 (基準額 100,000 千円の 2 分の 1)

#### (3) 補助対象経費

事業の実施に必要な工事費又は工事請負費

#### (4) 補助率

2 分の 1

### 4. 応募に関する諸条件

実施医療機関への応募者（以下、「応募医療機関」という。）は、次の条件を全て満たす医療機関であることとします。

(1) 院内における外国人患者受入れに係る施設の新築、増築、改築及び改修を実施すること。

なお、施設整備の目的が外国人患者受入れを想定しているものであり、外国人患者の医療の質の確保及び向上に資すること。

(2) 外国人患者受入れのための院内体制が整備されていること。

医療通訳等の配置や院内資料の多言語化等の外国人患者受入れ体制が包括的に整備されていること。このため、外国人患者受入れに関する第三者認証を取得している医療機関、または取得見込みである医療機関が優先されます。

(3) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。

(4) 2 (1) ~ (3) の事業を行う能力・組織体制を有すること。

(5) 日本に拠点を有していること。

（6）厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

（7）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

## 5. 事業期間

事業期間は、事業者として選定された日（内示日）から平成29年3月31日とします。

## 6. 応募医療機関の評価

### （1）評価の方法

事業実施医療機関の採択については、厚生労働省医政局総務課において、上記「4. 応募医療機関に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書（計画書）等を評価します。企画書（計画書）等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に事業を担えると認められる応募医療機関を選定します。

なお、応募医療機関の審査・実施医療機関の選定は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。

### （2）評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

#### ①形式評価

応募医療機関について、応募条件への適合性について評価します。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

#### ②書面評価

提出企画書（計画書）等の内容を中心に書面評価を実施します。

#### ③ヒアリング

必要に応じて、申請者（代理も可能としています。）に対して、ヒアリングを実施します。なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なします。

#### ④最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施医療機関を選定します。

### （3）評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠（事業実施計画書の内容、事業の実現性等）が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ④ 外国人患者の受入れ実績があるか。または、今後受入れ実績が見込まれるか。
- ⑤ 外国人患者受入れ体制が整備されているか。または、今後整備していく予定があるか。
- ⑥ 事業によって得られると期待される効果に見合う施設整備や申請金額となっているか。

### （4）評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに選定医療機関に対して内示通告する予定です。なお、補助金については、実施医療機関選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることになります。

## 7. 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」により行うこととし、基準額100,000千円の2分の1が補助の上限額となります。

## 8. 応募方法等

### （1）企画書（計画書）の作成及び提出

外国人患者受入れ環境施設整備事業実施企画書（計画書）を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。企画書（計画書）には以下の①～④の及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込んでください。記入漏れ等無いようしてください。

- ①本事業を実施する組織体制
- ②平成28年度における実施スケジュールと実施内容（具体的なもの）
- ③事業に係る費用積算（別添1）…類似様式でも可
- ④現在応募団体にて実施している類似事業の概要説明

## (2) 応募方法

### ① 提出期間

平成28年11月9日（水）から平成28年12月6日（火）17時（必着）

### ② 提出先・問合せ先

- ・提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
厚生労働省医政局総務課 あて  
※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「医療機関における外国人患者受入れ環境施設整備事業」と朱書きにより、明記してください。
- ・問合せ先：厚生労働省医政局総務課 永松、堀、景山、柴山  
Tel：03-5253-1111（内線4107, 4108）Fax：03-3501-2048

### ③ 下の書類を1については8部、他2部提出ください。

- 1 「医療機関における外国人患者受入れ環境施設整備事業実施企画（計画書）書」
- 2 医療機関経歴（概要）、医療機関の運営状況が分かる資料
- 3 医療機関の直近決算年度の確定申告書（写）、財務諸表（写）
- 4 その他必要な資料

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもありますのでご承知おきください。

## (3) 応募方法

公募で行う。医療機関における外国人患者受入れ環境施設整備事業に係る医療機関は、訪日旅行者の訪問状況や、受入れ訪日及び在日等の外国人患者数、観光庁と厚生労働省が都道府県と連携して行った「訪日外国人受入れ医療機関」の選定状況等を踏まえて選定するものとする。

## (4) 採択件数（予定）

10件

以上